

広報

まほく

2019
平成31年
No.161

3

March



第13回紀北町民駅伝大会

平成30年12月

議会定例会一般質問

《平成30年12月定例会》

12月定例会は、12月11日から21日までの11日間の会期で開催されました。

今回の定例会では、条例改正や補正予算などの町長提出議案14件を審議しました。

11日の開会日には、議案の提案説明および内容説明のあと、議案に対する質疑を行い、議案を各常任委員会に付託しました。

18日、19日は、9名の議員が一般質問を行い、最終日の21日には、付託された議案の審査経過と結果が各常任委員長から報告されたあと、委員長報告に対する質疑、討論が行われ、議案14件を可決して閉会しました。

太田哲生 議員

銚子川の水道水源を保護するため尾鷲市との広域連携について

問

銚子川の上流に建設残土が搬入され、木材ストックヤードや太陽光発電施設用地が造成されると聞きました。この地域は銚子川上流の尾鷲市区域であり、尾鷲市水道水源保護条例の指定区域外です。建設残土による造成工事をする、豪雨により崩壊する恐れがあります。大規模な深層崩壊が起これば、銚子川は濁流となり、上水道の水源が汚染され、引本湾や銚子川の漁業に被害を

及ぼす恐れがあります。

銚子川の上流半分は尾鷲市にあるため、建設残土による造成工事に対処するには、三重県と紀北町と尾鷲市の連携が必要です。

地方自治法による法定協議会は、時間と手間がかかり法的な制約もあるため、任意の協議会を設置し作業部会を立ち上げ、関係する法律や条例を幅広く研究し、水道水源保護のため、建設残土搬入を阻止する方法を提案することが必要で、任意協議会において協議事項を確認し、合意の上で、法定協議会に進めていくことが有効と考えます。

銚子川の残土搬入から海山地区の水道水源を保護するため、尾鷲市との任意協議会の設置について、考えをお聞きます。

答

町長 伊賀市水道水源保護条例には、地方自治法に基づく協議会の設置規定があり、県内の他市町でも同様の規定を設けているところがあるが、平成30年7月1日の三重県の調査では、水道水源保護の協議会の設置はないとのことでした。この協議会については、不明な点も多々あるので、今後、

協議会の制度や活用方法などの調査、研究を進めていきたいと考えています。今後尾鷲市と、より一層連携を図っていきたいと考えているので、ご理解をお願いします。

岡村哲雄 議員

水源地上流の建設残土埋め立てについて

問

①銚子川上流の尾鷲市の林道脇に建設残土の埋め立てが行われていて、12月2日に総勢18名で現地調査した際、山の上からダンプで落とすような状況でした。町として現地を調査していますか。



②水源地のの上流にできたということで、水の安全をどのように確保するのか町長の見解をお伺いします。

③事業者からは、独自に土砂の検査も行っているし、今後も法

を守って埋め立てを行うと説明がありました。町長の見解をお伺いします。

④町水道水源保護条例を改正し他の自治体との協議の場の設置と建設残土、再生土を対象事業として追加していただきたいのですがいかがですか。

⑤水源地が尾鷲市内にあるというところで、紀北町が恒久的に保護するために公有地として町が購入することは可能ですか。

⑥水源地の公有化は、特に外国資本の買収を警戒して北海道で進んでおり全国でも14自治体が行っています。私も市民グループでは、尾鷲市、紀北町、市民、町民、また、全国の尾鷲市、紀北町を愛する人々に呼びかけて水源地の森トラスト運動を展開してはどうかという声も上がっていますがこの動きに対してどのようにお考えですか。

⑦お金のかからない方法として水源地の保安林の指定があります。

答

町長 ①副町長が現地調査へ行っています。

副町長 ①現地へは事業者の許可をいただき私と職員で入らせていただきました。地山を削ってヤードがある程度できていること、土が一部投入されかけている印象を受けました。

町長 ②町内については、条例を制定することにより安全性を保つていきたいと考え、現在、銚子川上流2カ所で水質の検査を行っています。

③建設工事に起因する発生土砂の収集、運搬、処分は法律で規制されていない状況となっております。

④銚子川上流の水源地に關しては、尾鷲市と連携しており、これからも協議を行います。対象事業については、今後考えたいと思います。

⑤購入することは可能ですが、その目的が大事になってくると思います。

⑥民有林が多く、大昔からなりわいとされている方がおり、水源地も多いということを考えると、町としてそれだけに特化した購入というのは難しいのではないかと思います。

⑦伐採から植え付けまで行うと利益以上の経費がかかるということもあり、地権者にとって義務を課せられることになる保安林の指定がどうかということがあるので現状を調査したいと思います。

大西瑞香 議員

防災行政について

問

①各自治会における地区防災計画の策定と普及はたいへん重要であると考えま

すがいかがですか。

②女性の視点を生かした防災対策についての取り組みについてお伺いします。

③建設残土の崩落が危惧されていますが、本年に襲来した台風などにより状況に変化はありましたか。崩壊をした場合、責任はどこにありますか。

④出力50kw以上の太陽光発電施設を撤去する際は、事業の廃止届を国に提出し、速やかにその写しを県および市町村に提出することとなっていますが、そのような事例はありますか。提出された場合の町の対応をお伺いします。

答

町長

①地区防災計画を策定する目的は、地域防災力を高めて、平常時・災害時を通じて地域コミュニティを維持、活性化することにあると思います。この目的を共有する地域コミュニティのメンバーが協力して防災活動を行える体制を構築することが必要であると考えています。今後、自主防災会連絡協議会の場において、周知し、ひな型となるようなガイドラインの作成を進めていきたいと考えています。地区防災計

画の必要性は十分に認識していますが、現状は地区ごとの計画の作成には至っていません。

危機管理課長

①国の地区防災ガイドラインがあり、それを参考にしながらできるだけ早く作成に取り組みたいと思います。

町長

②避難所のあり方や災害から受ける影響の男女の違いなどに配慮するためにも女性には主体的な担い手としての活躍が期待されています。自主防災会での女性の関わりについては、防災訓練などで炊き出しなどに参加してもらっている地域もあると聞いていて、一部の自主防災会では、副会長を女性の方に担ってもらい、委員として積極的に関わっているとのことで女性の積極的な参画を広げていただければと思っています。



③大規模な崩落などはないですが、台風21号襲来の後に埋め立て地に隣接する町管理の河川および町道に土砂の流出があったので撤去を指示しました。責任の所在については、事業者にあると認識しています。

建設課長

③流出した土砂は、速やかに撤去され、さらに再度の流出がないように指示したところ泥貯めなどが設置されました。

企画課長

④今のところ廃止届が提出された事例はありませんが、廃止届が提出されたときの対応については、法令などの違反が疑われる場合、県のガイドラインに沿って県に報告など連携して対応をしていきます。

福祉医療費助成について

問

①福祉医療費助成の課題についてお伺いします。

②現物支給について、来年4月から実施されるということでしょうか。所得制限を町として設けるのかお伺いします。
③障がい者医療費助成について、さらなる拡充が必要であると考

えていますかですか。

④福祉医療費助成は、償還払いのため貸付制度を導入している自治体もありますが町長の考えをお伺いします。

答

町長 ①たいへん優れた制度ですが、増大する医療費に対し財源をどのように確保していくのかということではないかと考えています。

住民課長

②尾鷲市との協議の中で平成31年9月診療分からの実施に向け検討をしています。所得制限は、設ける方向で対応を考えています。

町長

③拡充ができればという思いはありますが、財源などの問題もあるので慎重に検討をしたいと思っています。

④生活困窮者のための貸付制度が社会福祉協議会などで実施しているの、町でも案内したいと思っています。

住民課長

④把握している貸付制度は、町社会福祉協議会しあわせ金庫貸付事業、上限5万円。県社会福祉協議会生活福祉基金医療費貸付250万円上限。国民健康保険高額療養費貸付、500万円上限となっています。

港湾及び漁港の整備と今後の対策について

問

①今年の台風によって引本湾内で浸食被害が出ていますが、どのように把握し対応をされたのかお伺いします。

②漁業振興における護岸復旧の必要性についてどのように考えているのかお伺いします。

③個人や事業所が所有している護岸の復旧については、所有者の負担が大きくなることもあり、ますので行政による補助など考えることはできませんか。

④引本港湾内の無堤防地区への対応についてどのように考えているのかお伺いします。

⑤無堤防地区の工事がなくなってしまうことがないよう町も県もしっかりと把握しているということでしょうか。

答

町長

①引本港湾施設については、県において平成29年度に施設点検を実施し

ています。旧魚市場付近の施設に関して、点検の結果、『経年劣化により物揚場の機能が低下するおそれがある変状が見受けられる』と出ているので結果を踏まえ、県では港湾利用者の安全確保のためバリケードを設置し、立ち入り制限をするともに、港湾施設の維持管理計画を作成中とのことです。維持管理計画に基づき施設の適切な維持改善に努めていきたいと県から聞いています。矢口漁港区内における被害状況は、今年の台風21号および24号による被害とは断定できない箇所も含め護岸などの崩落など全15カ所確認しています。いずれも個人または事業所所有地で、復旧に関して所有者の方にお問い合わせしています。

建設課長 ①矢口湾内の町道大根1号線の路肩が台風24号の強風による倒木によって小規模に崩壊した箇所があったので、耐候性の大型土のうにより保護しています。

町長

②矢口漁港については、町内その他の4漁港とは異なり、海岸線に個人や事業所所有の土地や建物が並んでいます。漁港に関わらず復旧の考え方として、基本的にはその土地や施設の所有者が行うものであると考えています。

③補助ということは難しいが、事情は十分にお聞きしましたので勉強したいと思っています。

④無堤防地区については、矢口浦区から旧海山町時代より白越地区から武奈志地区までの要望があり、平成22年には、生熊地区から整備の要望が出されていますが地元の方々の意見を聞き、



白越地区から整備に着手しています。現在進行中の区間については、今年度から単独事業での承認をもらい、さらなる進捗に努めています。今後も国に対し予算要望を行い、矢口浦地区の無堤防地区の整備については、今後の検討となりますが、まず

は現在の区間の完成に全力を尽くしていきます。

⑤地区からの要望は承知していますが、生熊地区においても道路から海側にかけて用地が多くありたいへん難しい問題があるだろうと考えています。

近澤チヅル 議員

紀北町残土問題について

問

①長島港と名倉、田山、三浦を視察し、三浦地区の皆さまの声をお聞きする機会もつくりました。そこでは「どういう土が運ばれてくるのか心配」「いつ崩れてくるか不安」「このような状態になるまでなぜ放置したのか」という声がありました。現状について町長の認識を問います。

②町には業者から伐採届が出されていますが、これはどのようなものなのか説明をお願いします。

③平成27年に県議会において残土条例を求める請願が採択され



ましたが、3年間も制定されないのはなぜなのか、請願の処理経過についてどのような回答がされているかお聞かせください。④全員協議会で紀北町生活環境の保全に関する条例(案)が説明されました。県外からの残土搬入についての文章がなく、条例ができたとしても現在まで搬入されている残土については遡及(そくわく)対応がされないとのことで解決できないことがたくさんあります。住民が望む条例とは程遠いという想いがあります。本当にこの問題を解決する気があるのかなと思わざるを得ない部分があります。条例をつくるにあたりその認識をお伺いします。

答

町長

①住民の皆さまから土壌成分や崩落の危険などに関する不安の声は聞いています。運び込まれる土の土壌成分の把握に努め、必要と考えられる環境影響調査、定期的な現地調査、大雨後の安全確認を行い台風などの後異常があった場合には、搬入業者に改善を指導します。引き続き同様の指導と監視が必要であると考えています。

②森林法により、森林所有者などが県の地域森林計画の対象となっている民有林の立ち木を伐採する際には届出書の提出が義務付けられています。町内の8カ所の盛り土箇所で届出書の対象となるのは5カ所です。

③県は残土の問題については関係法令においてできるという姿勢でした。2年前から残土問題について話し合いを続けてきています。三重県町村会で認めてもらい、残土条例についてしっかり取り組んでほしいという内容の要望書を県に提出しています。

④条例によりできる限りの残土の搬入を制限しようという考えがあります。生活環境に影響を

及ぼす事業活動に関しては、業者に町への届け出と協議、住民への周知を求め、町は土壌成分の把握、安全な行動の指導、改善指導や調査ができる制度を盛り込んでいます。法令に反していないものであるので条例では限界があるのは仕方ないことだと考えています。

子どもの医療費の無料化拡充について

問

子どもの医療費の無料化は、高校を卒業するまでの通院の部分が残っていますが、度々質問してきましたが、5年間そのままです。窓口無料化は9月1日診療分から可能になります。この対象年齢についても拡大を県に求めています。拡充したいと思います。

答

町長

無料化の範囲を拡大し、18歳未満の入院については実施しているところは県内で5市町、県の上位5番の中に入っていますのでご理解をいただきたいと思います。窓口無料化については、県の全体的な動きが見えてきて、今までは紀北町・尾鷲市の医療機関の

みで考えていたが、そういう域をこえたものができるのでやるという方向で考えています。

中津畑正量 議員

建設残土とともに不安も持ち込まれていく

問

①東京、大阪から持ち込まれている建設残土について、現地調査と三浦地区住民の方たちとの意見交換を行いました。どういった土が持ち込まれているか、盛り土がいつ崩れるかとずいぶん不安になっています。このままでは県外からの残土が増えると思われ、この問題についての町長のお考えをお聞きます。

②他自治体では条例に罰則規定を設けているところもあります。その点についてはいかがですか。

③残土の問題は町だけでは難しいところもあるので他の市町とも話し、活動を大きくするような対応をしていくべきだと思います。

ますがいかがですか。

④上程しようとしている条例が本当に住民にとって大丈夫なものであると考えていいですか。

答

町長

①町民の皆さまの不安については十分認識しています。不安を解消するために紀北町生活環境の保全に関する条例の制定を目指し、条例

施行後は事業活動が安全なものとなるよう現在の調査・指導から踏み出した取り組みを開始したいと考えています。現在は定期的な現地調査、大雨後の変

状調査とともに異常が認められた場合には搬入事業者に改善を指導しています。

条例を制定することにより、事業者には町への届け出と協議、事業内容の住民への周知を求め、町としては土壌成分の把握、安全な構造の指導、変状があった場合の改善指導や調査を行うこととなります。

②罰則規定については、条例が制定されたら検察庁との協議を経てから議会にも相談させていただきます。

③県において条例を制定するよう町村会を通じて要望書を提出しています。議員と同じ方向でこの条例を作ろうとしているのでご理解をお願いします。

④この条例が制定されると事業者に対し一定の制限をし安全に事業をしてもらえることになり、住民の皆さまの不安に対して町

もいろいろと関わっていきけるようになります。町としてしっかりとした条例をつくっていきたいと考えているのでご理解をお願いします。

住宅リフォーム補助金について

①行政が援助すること

で事業者や町民がよろこんでいます。5月と11月の合計で1,000万円の予算でしたが、経済効果についてお聞きします。

②1回目よりも2回目の募集のほうが手続きをしやすかったという声も聞いています。今後も

続けていくのか町長の考えをお聞きします。

答

町長

①5月は先着順、11月は抽選で行い、合計で109件、補助金交付決定額は1,000万円です。工事予定金額は5,550万円です。

②2回目の様子も見ながら決定していききたいと思っています。

改正漁業法の可決について

①漁業法の改正案が可決され、沿岸漁業へ大企業の参入を拡大し、資金力を生かして長期的に漁業権を独占できるようにになります。小規模漁業が中心の紀北町では漁業者は危機に直面してしまいます。このことについて町長の考えをお聞きします。

②改正漁業法の施行は2年後ですが、漁協や漁業者などの漁業活動に支障が生じることのないよう見守っていききたいと思っています。

紀北町生活環境の保全に関する条例(案)作成における町長の考え方について

①私たちが条例案を作成したときに調査検討のた

いせつさを学びました。まずは全国にある400以上の環境条例の中から紀北町の参考になりそうな条例を探し条例名と訪問したところのある自治体をピックアップし、京丹波町、美濃市、野木町、加須市、下妻市を選びました。紀北町の水道水源保護条例、熊野参詣道伊勢路景観保護条例を取り寄せ、わかりにくい条文は担当者に電話で問い合わせました。調査検討には2カ月間かかりました。法律の素人でも条例案は作成できること。条例は町民が守らなくてはならないルールであるのでわかりやすい文言と文書構成とすること。環境宣言のようなことは総合計画に盛り込んでおり、今さら宣言する必要はないこと。環

境保全条例は10年前、20年前に制定しており、自治体によっては住民生活に直結している部署が担当しているところもあること。健康的で文化的な生活を目指したまちづくりには条例は絶対必要であること。この他たくさんの方の意見を学びました。そして条例には制定の理念、憲法前文のように格調高い文言が必要と考え、私たちは前文を作成しました。

①町民の方たちは建設発生土や改良土が東京湾や大阪湾から運ばれてきていることを知りません。運び込まれていることは知っています。どのような土なのか知らない町民が多いことに驚きました。町民がいちばん心配している建設発生土、改良土はどのような性質の土砂なのか広報きほくで知らせるべきだと思います。いかがですか。

②条例案に関するパブリックコメントを募集することですが、町外の方からも募集するのですか。議員の意見も取り上げるのですか。寄せられた意見などのように公表し、どのような方法で条例に盛り込むのかお聞かせください。

柴田洋巳 議員

問

私たちが条例案を作成したときに調査検討のた

いせつさを学びました。まずは全国にある400以上の環境条

例の中から紀北町の参考になりそうな条例を探し条例名と訪問したところのある自治体をピックアップし、京丹波町、美濃市、野木町、加須市、下妻市を選びました。紀北町の水道水源保護

条例、熊野参詣道伊勢路景観保護条例を取り寄せ、わかりにくい条文は担当者に電話で問い合わせました。調査検討には2カ月間かかりました。法律の素人でも条例案は作成できること。

条例は町民が守らなくてはならないルールであるのでわかりやすい文言と文書構成とすること。環境宣言のようなことは総合計画に盛り込んでおり、今さら宣言する必要はないこと。環

境保全条例は10年前、20年前に制定しており、自治体によっては住民生活に直結している部署が担当しているところもあること。健康的で文化的な生活を目指したまちづくりには条例は絶対必要であること。この他たくさんの方の意見を学びました。そして条例には制定の理念、憲法前文のように格調高い文言が必要と考え、私たちは前文を作成しました。

①町民の方たちは建設発生土や改良土が東京湾や大阪湾から運ばれてきていることを知りません。運び込まれていることは知っています。どのような土なのか知らない町民が多いことに驚きました。町民がいちばん心配している建設発生土、改良土はどのような性質の土砂なのか広報きほくで知らせるべきだと思います。いかがですか。

②条例案に関するパブリックコメントを募集することですが、町外の方からも募集するのですか。議員の意見も取り上げるのですか。寄せられた意見などのように公表し、どのような方法で条例に盛り込むのかお聞かせください。

③条例案に関するパブリックコメントを募集することですが、町外の方からも募集するのですか。議員の意見も取り上げるのですか。寄せられた意見などのように公表し、どのような方法で条例に盛り込むのかお聞かせください。

④条例案に関するパブリックコメントを募集することですが、町外の方からも募集するのですか。議員の意見も取り上げるのですか。寄せられた意見などのように公表し、どのような方法で条例に盛り込むのかお聞かせください。

⑤条例案に関するパブリックコメントを募集することですが、町外の方からも募集するのですか。議員の意見も取り上げるのですか。寄せられた意見などのように公表し、どのような方法で条例に盛り込むのかお聞かせください。

瀧本攻 議員

③条例の名称について、条文には水道水、ごみ、空き家、騒音などの文言がないことから、土砂条例のような名称になると思いますがいかがですか。

④条例第2条の「環境配慮区域」の定義ですが、銚子川や赤羽川とか町の宝であり資源である地域で事業活動ができるのかについてはいかがですか。

⑤条例の第12条から26条はすべて事業者側の立場になって作られていますか。

⑥その発言については明確に否定します。

答 町長 ①建設発生土、改良土というのは法的に移動可能な土です。土の説明については事業者の責任であるということとは今までも何度も説明しています。違法でない土について住民に対し行政が知らせることは証拠もないまま不安をおおることになり注意喚起という観点とは少し違っていると思います。

環境管理課長 ②パブリックコメントの対象者は、町内在住の方、町内に勤務される方、納税義務者、本事業に関して利害を有する方です。意見をまとめて条例の最終案を作成します。上程し可決されたら、その後パブリックコメントに対する回答を町のホームページで公表します。

③水道水やごみなどについては他の法令で対応が可能であるのでこの条例で規定しなくていいと考えています。

④「環境配慮区域」には銚子川や赤羽川、海辺なども含まれています。

⑤その発言については明確に否定します。



古里温泉について

問

古里温泉の泉質は非常に良く、オーシャンビューのような安らぎの場所がある温泉を考えていくべきだと思いますが、継続して投資し、温泉の景観が出るような工夫をする考えはありますか。

答

町長 施設の現状から増築するスペースはなく、新たな用地の購入や増改築もたいへん難しいため、熊野古道や銚子川、豊かな海に訪れたお客さまを古里民宿や古里温泉、他のホテルなどに来ていただく手法を模索し、着実に施策を進めていきたいと思っています。

地域おこし協力隊について

問

地域おこし協力隊の実績と理念についてお伺いします。

答

町長 財政課所属のふるさと納税支援担当隊員

は、寄付者のデータ分析、ふるさと納税などの情報発信、イベントでのPR、返礼品の開発を担っています。企画課所属の移住・定住促進担当隊員は、東京や大阪で開催される移住相談会で、自らの体験を生かした移住情報の提供、移住者向けPR冊子の作成、紀北町の情報発信、田舎暮らし体験ツアーの開催、町内の空き家バンク登録物件の調査、移住希望者の窓口対応などを行っています。地方財政措置として、国から隊員の活動に要する経費などが特別交付税として措置されています。

住宅リフォーム補助金の実績と今後の考え方について

問

住宅リフォーム補助金は、近江市の視察後、昨年12月議会で一般質問し、今年の3月議会で予算が付き、6月議会で質問後、9月議会で予算が付きました。PDCAはどのように行いましたか。まだ施工していない人もいますが、平成30年度の予算でできない場合は、平成31年度への繰り越しは

可能ですか。

答

町長 住宅リフォームの当初予算を考え（P）、5月の募集（D）、直ちにいっぱいになり、結果を踏まえて（C）、先着順から抽選にしました（A）。この補助金制度は、繰り越しはできません。

地場産業の振興施策について

問

地場産業の振興について、農林漁業、建設業において、どのような計画を考えていますか。第2次総合計画の前期計画書に付加価値をつけるとありますが、行政が資本を入れないと、町は疲弊し、潤いません。その予算をつけていますか。実績はありますか。

町長 地場産業の振興について、農林漁業、建設業において、どのような計画を考えていますか。第2次総合計画の前期計画書に付加価値をつけるという点については、行政が資本を入れないと、町は疲弊し、潤いません。その予算をつけていますか。実績はありますか。



答

町長 農林水産業、建設業の皆さまと、付加価値

について考え、調整も図りながら行い、林業では、FSCの認証や農業遺産登録、衛生化に準じた市場の改修などに予算も入れています。ただちに実績が出たものは少ないですが、行政としては、地道な努力も必要だと思うので、ご理解をお願いします。



原隆伸 議員

「自然と共生の町」
宣言の実効性について

問

①環境宣言の実効性を保つ施策についてお聞き

します。

②埋め立てに使用されている残土の安全性と崩落危険対策についてお聞きます。30度ののり面傾斜が安全だという根拠をお伺いします。

③銚子川の上流部に流入が懸念される残土について、日本一の清流を守るためにどうするのかお聞きます。

答

町長 ①「自然と共生の町」宣言は、町の環境

問題にかかる施策を実行する上での重要な理念であり、具現化していく施策については、生活環境の保全に関する条例案を作成し、事業活動と生活環境の保全が調和するよう取り組みを開始していきたいと思います。

②崩落の危険性があるのではないかとこの認識のもと、毎月1回の巡視や台風時などに巡視し、それらを安全な方策で行ってもらうために、条例などにも盛り込んでいます。

土については、出るときは検査をクリアし、入ってくる時には県に成分分析表も出されているので、現時点ではそれを信じるしかありません。

環境管理課長

②正確な盛り

土をするための基準としては、国土交通省の宅地防災マニュアルがあり、それに準じて県が策

定している三重県宅地開発事業に関する技術マニュアルがあり、条例案の構造基準は、これらに準じています。

町長

③広域にわたる自治体連携も行わなければならないので、市町の域を越えた県域で、広域的な条例を作ってもらいたいという県にお願いしています。

公共施設の指定管理 や業務委託と地域産業振興策について

問

①公共施設の指定管理や業務委託による地域産業振興策への取り組みについて

の考えをお聞きます。
②集客に向けての取り組み状況についてお聞きます。

③業務委託されている古里温泉の利用者に対する配慮とリピーターに向けての取り組みについてお聞きます。

④コンセプション方式による水道事業民営化について、私は反対の立場ですが、予定はありませんか。

答

町長 ①始神テラス、

キャンピングinn海山、紀北健康センター、きいながしま古里温泉、けいちゅうなどを十分活用しながら交流人口も見据えて、お客さまにどのように紀北町に訪れてもらい、施設を利用していただくが必要だと思います。

②平成23年から銚子川のPRに取り組む、知名度も上がってきた。立ち寄ってもらった方を民宿やホテル、いろいろな施設

へつなげる施策が必要になると
思います。

③古里温泉については、議員のご指摘のおかげで改善できた点もあり、お客さまの評判も上がっているアンケートに表れていて、感謝申し上げます。

④水道事業は、町民の命を守る事業であり、簡単に民営化できるものではないと思っています。民間企業が人口の少ないところで、事業として成り立たないように思うので、今のところ、本町で議論する問題ではないと考えています。



4月7日（日）は三重県知事・ 三重県議会議員選挙の投票日です



三重県の将来を託す候補者へのたいせつな1票を投じましょう。

あります。

※県外へ転出された方は投票することができません。

◆期日前投票について

選挙当日、投票に行けない方は期日前投票ができます。

◆不在者投票について

選挙当日の投票または期日前投票ができない方は不在者投票ができます。

○病院や施設での不在者投票

（三重県知事選挙の場合は平成30年12月20日以前、三重県議会議員選挙の場合は平成30年12月28日以前に、それぞれ住民票を作成された方、または転入届を出された方）

※三重県内の他の市町に住所を移した方で、三重県内のいずれかの市町の選挙人名簿に登録されている方は、その名簿に登録されている市町で投票することができます。引き続き三重県内に住所を有する旨の証明書の交付を受けてください。

○郵便などによる不在者投票

郵便等投票証明書の交付を受けている方は、投票用紙を請求することにより自宅で投票ができます。また、郵便投票の代理記載制度を利用している方についても同様です。

投票所で投票管理者に対して確認を依頼することもできますが、確認に時間を要する場合があります。

れた一定の要件に該当し、あらかじめ選挙管理委員会に申請する必要があります。

○その他の不在者投票

他市町村に滞在している方や船員の方の不在者投票など、詳しくはお早めに選挙管理委員会にお問い合わせください。

◆不在者投票の投票用紙の請求期間

3月15日（金）～4月6日（土）
※郵便などによる不在者投票の場合は、公職選挙法で投票日の4日前【4月3日（水）】までと定められていますので、ご注意ください。

郵送する時間も要しますので、できる限り早い請求、投票をお願いします。投票用紙の郵送は告示日（平成31年3月29日）以降となります。

※滞在地で不在者投票をされる方は、3月15日（金）までに紀北町ホームページに「不在者投票宣誓書・請求書」を記入例とともに掲載しますのでご利用ください。

◆投票所入場券の発送

投票所入場券は、3月22日までに届くように発送します。入場券が届かない方、紛失された方は選挙管理委員会までお問い合わせください。

※今回から世帯ごとにまとめて送付します。

※入場券は投票所での整理などの方法の一つとして発行しているもので、入場券がなければ投票できないというものではありません。

◆投票所のおしらせ

※第7投票所は、紀北町保健センターを投票所としますのでご注意ください。

三重県統一地方選挙啓発標語

『このまちの

未来を想う

この一票』



三重県選挙啓発キャラクターいっぴょん

【問い合わせ】

紀北町選挙管理委員会

（本庁総務課内）

TEL(46) 3111

三重県選挙管理委員会

TEL 059(224) 2172

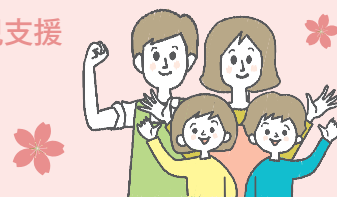
- ◆投票 【当日】 〈日時〉 4月7日（日）午前7時～午後6時
〈場所〉 町内30カ所の投票所 ※入場券に記載の投票所へお越しください。
- 【期日前】 ○三重県知事選挙 〈期間〉 3月22日（金）～4月6日（土）
○三重県議会議員選挙 〈期間〉 3月30日（土）～4月6日（土）
〈時間〉 午前8時30分～午後8時
〈場所〉 町民ホール（役場本庁1階）、町民センター（海山総合支所前）※両会場で期日前投票できます。
- ◎投票所入場券の裏面に期日前投票宣誓書を印刷していますので、該当する事由に○をつけ、氏名などを記入し、ご持参ください。◎三重県知事選挙および三重県議会議員選挙の投票を同時に行う場合は、3月30日（土）以降にお越しください。
- ◆開票 〈日時〉 4月7日（日）午後8時～ 〈場所〉 東長島スポーツ公園体育館

地域子育て支援センターの紹介

地域子育て支援センターとは？

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、町が指定する保育所などで、地域の子育て家庭を支援するための専任職員を配置し、育児相談や関係機関との連携による子育て支援事業の総合的な取り組みを支援します。実施主体は紀北町であり、町内3つの児童福祉施設、医療施設に委託しています。お気軽にご相談ください。

- 地域の子育て家庭に対する育児不安などについての相談指導・育児支援
- 地域の子育てサークルへの支援・育成
- 家庭的保育を行う方への支援



▽特徴

「子育て広場まんぼう」は、子育てに励むお母さんの『ほづ』とできる親子で楽しめる場所を目指しています。ひかり保育園園庭や室内での遊び、季節行事など保育園の行事にも参加することが出来ます。

○育児相談

子育てに関するご相談を電話、面談にて受け付けます。

毎週月～金曜日

午前9時～午後2時

※面談については電話予約が必要です。

▽開所日時

4月15日(月)～

毎週月～金曜日

午前9時～午後2時

▽募集期間

年間を通して随時受付

▽実施対象

町内在住の0～6歳児子育て中の親子

▽実施事業

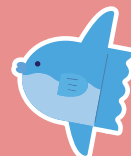
○まんぼうクラブ(親子教室)

5月14日(火)～

自由遊び、救急法親子教室、手作りおやつ教室 など

子育て広場まんぼう

(ひかり保育園内)



毎週火曜日

午前10時～11時30分

※親子教室は登録が必要です。

▽その他

○子育てサークルの支援・育成

○子育て支援センター内掲示板

○まんぼう通信

○はがき通信などによる子育てに関する情報の提供

▽所在地 長島1226番地

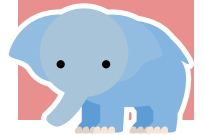
(ひかり保育園内)

「子育て広場まんぼうに関する問い合わせ・申し込み」

TEL(47) 0953



ぞうさん (かとう小児科敷地内)



▽特徴

保育士による親子遊びを中心にさまざまな体験を通し、子育て仲間のネットワークを広げるお手伝いをします。

サークルでは、親子クッキングで魚料理に挑戦したり、いちご狩り・消防署見学などを行ったりして、地域ならではの体験を行っています。

▽開所日時

毎週月・火・金曜日
午前9時～午後2時

▽募集期間

年間を通じて随時受付

▽実施対象

町内在住の0～6歳児子育て中の親子

▽実施事業

○親子サークル
毎週月・火曜日
午前10時～11時30分



○お出かけサークル(若者センター、種まき権兵衛の里ほか)

毎週金曜日

午前10時～11時30分

○育児相談、保健相談

保健士・看護師・医師による電話・面談・訪問の育児相談を行っています。

毎週月・火・金曜日
午前9時～午後2時

▽その他

○子育てに関する情報の提供
○年に1回発行しているぞうさんニュース
○各月親子サークル活動を持集したフルツバスケット

○ネットワーク通信(紀北子育て支援センターネットワーク)

▽所在地 東長島592番地

(かとう小児科敷地内)

【ぞうさんに関する問い合わせ・申し込み】
TEL(47) 3352

▽特徴

室内には遊具やたくさんのおもちゃ、絵本があり、子どもたちが安全に遊べる環境が整っています。保育士と一緒に手遊びをしたり、月1回、絵本の読み聞かせを行っています。手作りおもちゃを作ったりしながら子育て仲間を見つけることができます。

▽開所日時

毎週月・金曜日
午前9時～午後2時



▽募集期間

3月4日(月)～8日(金)

※初回相賀幼児園にて行います。以降年間を通じて随時受付。

▽実施対象

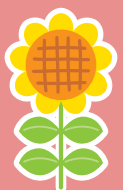
町内在住の0～6歳児子育て中の親子

▽実施事業

○ひまわりひろば(親子教室)

子育てひろば ひまわり (相賀幼児園内)

(相賀幼児園内)



毎週月・水・金曜日
午前10時～11時30分

○育児相談

子育てに関するご相談を電話・メール・訪問・面談にて受け付けます。

毎週月・金曜日

午前9時～午後2時

※訪問・面談については電話予約が必要です。

▽その他

○子育てに関する情報の提供
○ひまわり通信配布やEメールによる感染症情報の配信
○子育てサークルの支援・育成

○子育てサークルへの活動スペースの提供など(要予約)

▽所在地 相賀878番地
(相賀幼児園2階)

▽登録方法

相賀幼児園にて配布の申込書により登録してください。(現在、登録されている方も再登録が必要です。)

要です)登録の際、Eメールアドレスの登録が必要となります。傷害保険料などを徴収する場合があります。開所日については、登録後郵送にて連絡します。

【4月10日(水) 予定】

※相賀幼児園への「ひまわり」についての問い合わせはご遠慮ください。

【子育てひろばひまわりに関する問い合わせ・申し込み】

ひまわり担当 横江ゆう子
TEL090(5615) 5885

問い合わせ

本庁福祉保健課地域福祉係

TEL(46) 3122

海山総合支所福祉環境室
福祉保健係

TEL(32) 3904

※利用料金・申し込みなど詳しくはそれぞれの問い合わせに連絡をお願いします。

4月からの新生活に向けて保険証の手続きは お済みですか？



就学のため転出される方、卒業・退学・就職などにより学生でなくなる方は紀北町の国民健康保険被保険者証(以下、保険証)の手続きが必要となります。

就学により転出される方

保険証をお持ちの方が、高校や大学などに就学するため、紀北町以外の市区町村に転出する場合、特例により引き続き紀北町の国民健康保険を使用することになります。

転出手続きの際に学生として転出することをお知らせください。

▽手続きに必要なもの

保険証、認め印、学生であることが分かるもの(学生証、在学証明書など)、マイナンバー確認書類(マイナンバーカード・通知カードなど)

卒業・退学・就職などにより 学生でなくなる方

特例により転出後も紀北町の国民健康保険を使用されている方が、学生でなくなったときは国民健康保険の資格喪失の手続きが必要です。

▽手続きに必要なもの

保険証、認め印、学生でなくなったことが分かるもの(卒業証明書、退学証明書など)、新しく加入した保険証(他の健康保険に加入した場合)、マイナンバー確認書類(マイナンバーカード・通知カードなど)



保険料の納め忘れは ありませんか？

国民健康保険・後期高齢者医療保険は、皆さまの保険料によって支えられているたいせつな制度です。



納め忘れをそのままにすると、通常の保険証から有効期限の短い保険証への切り替えや、医療費の窓口負担が10割となる資格証明書の交付、さらには財産差し押さえなどの滞納処分の対象となる場合があります。

町では督促状に加えて、定期的に未納部分のお知らせ通知を送付し、さらには町が委託した民間事業者(NTTマーケティングアクト)のオペレーターが

電話で納付の呼びかけを行っています。

諸事情によりすぐに納付が困難な場合、納付相談に応じていますので、その際は本庁住民課国保・年金係または海山総合支所住民室国保・年金係まで印鑑を持参のうえお越しください。



【問い合わせ】

本庁住民課国保・年金係

TEL(46) 31117

海山総合支所住民室国保・年金係
TEL(32) 3902



紀北町 ホームページ



■広告掲載料
3カ月 9,000円
(1枠あたり、消費税込み)

広報きほく



■広告掲載料
1回 10,000円
(1枠あたり、消費税込み)

有料広告募集中

詳しくは紀北町ホームページ
(<http://www.town.mie-kihoku.lg.jp/hpdata/etc/advertise/>)
をご覧ください。

■問い合わせ
本庁企画課広報係
TEL46-3113



福祉医療費助成制度のご案内

福祉医療費助成制度とは、次の条件に該当する方が申請を行い受給資格者として認定されることにより、保険対象医療費自己負担相当額の助成が受けられる制度です。

▽対象

町内に住所を有し、生活保護法に規定する被保護者でない方のうち、下記の対象範囲に該当する方（所得制限が設けられているため、対象範囲に該当されても資格が得られない場合があります。）

▽資格申請

次の物を持参のうえ申請してください。

- 印鑑（認め印）
- 健康保険証
- 預貯金通帳
- 障がい者に該当する方は障がいの等級が分かるもの（身体障害者手帳、療育手帳など）
- マイナンバー確認書類（マイ



ナンバーカード・通知カードなど）

※転入された方に転出元などの自治体が発行する所得証明書を提出いただく場合があります。

▽支給方法

償還払い（いったん窓口で自己負担していただき、後日指定された口座へ振り込みます。）

▽支給申請

「県内」の医療機関（病院・歯科・調剤薬局など）で受診された場合は、医療機関の窓口で保険証と受給資格者証を提示してください。役場での申請は不要です。※受給資格者証を提示していないと助成が遅れたり、対象とならない場合があります。

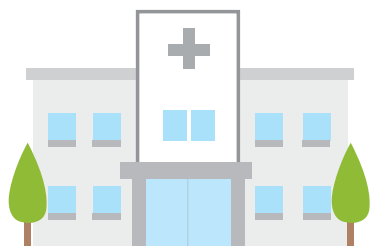
※「県外」の医療機関などで受診された場合および中学校卒業後の入院の場合は、領収証、印鑑、健康保険証、預金通帳、マイナンバー確認書類を持参のうえ役場へ申請してください。

▽所得判定

毎年9月に所得判定による資格認定があり、所得が制限額を超過した場合は次年度の所得判定まで1年間資格喪失となります。

【問い合わせ】

本庁住民課 国保・年金係
Tel (46) 3117
海山総合支所住民室
国保・年金係
Tel (32) 3902



区分	対象範囲	対象医療費
障がいのある方	①身体に障がいのある方でその等級が「1・2級および3級」の方 ②療育手帳の障がい程度が「最重度・重度」の方、または知能指数が「35以下」と判定された方 ③身体に障がいのある方でその等級が「4級」の方のうち、療育手帳の障がい程度が「中度」の方、または知能指数が「50以下」と判定された方 ④精神に障がいのある方でその等級が「1級」の方	医療保険各法の規定による自己負担相当額 ※④については通院分のみ
一人親家庭など	①18歳になった日以降の初めての3月31日までの児童を扶養している一人親家庭などの母または父およびその児童 ②父母のいない18歳になった日以降の初めての3月31日までの児童	医療保険各法の規定による自己負担相当額
子ども	①通院…0歳から15歳になった日以降の初めての3月31日までの児童 ②入院…0歳から18歳になった日以降の初めての3月31日までの児童（婚姻された方は除く）	医療保険各法の規定による自己負担相当額

開催日

3/21
(木・祝)

種まき権兵衛まつり

種まき権兵衛さんの 283 回目の法要となる種まき権兵衛まつりが開催されます。種まき権兵衛踊りや便ノ山神楽などが催され、最後には餅まきもありますので、ぜひご来場ください。

▷日時 3月21日(木・祝) 午前10時～正午
▷場所 種まき権兵衛の里



問い合わせ 本庁商工観光課観光係 Tel 46-3115

開催日

3/24
(日)

まんぼう春まつり 2019 開催!!

7月に迎える熊野古道世界遺産登録15周年を記念したブレイバント『まんぼう春まつり2019』を開催します。
荷坂峠ウォークをはじめ、イベントも盛りだくさん！
ぜひご来場ください。

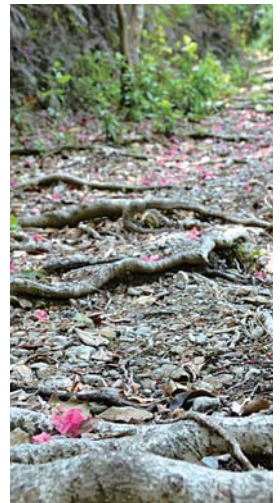
▷日時 3月24日(日) 午前10時～午後2時
▷場所 道の駅きいながしまンボウ
▷イベント内容

○荷坂峠ウォーク
※参加希望の方は、保険加入しますので、氏名・生年月日・連絡先を3月18日(月)までに、道の駅きいながしまンボウまでご連絡ください。
○熊野古道伊勢路大すろくゲーム(賞品あり)
○熊野古道クイズ(賞品あり)○大敷汁販売(※道の駅で買い物をした方は、1,000円ごとに1杯分の無料券進呈)

○よさこいソーラン
○マンボウ楽市など
▷ウォーキング申込期限
3月18日(月)

※ウォーキングに参加される方は、歩きやすい服装・靴でドリンク・タオル・帽子を持参し、当日午前8時までに集合してください。

ウォーキングは4kmのコースで終了時間は午前10時30分(予定)です。



問い合わせ 道の駅きいながしまンボウ Tel 47-0066 本庁商工観光課観光係 Tel 46-3115

開催日

4/13
(土)

かくし芸大会参加者募集

現在、建て替え中の多目的会館ですが、オープンに伴うこけら落としイベントの一つとしてかくし芸大会を企画しました。多数のご応募をお待ちしています。

▷日程 4月13日(土)
▷場所 多目的会館
▷応募方法 生涯学習課に設置の応募用紙に必要事項を記入のうえ生涯学習課へお申し込みください。

▷応募期限 3月15日(金)

※出場の可否については、4月1日(月)までに、本人に連絡します。



問い合わせ 多目的会館こけら落とし関連イベント実行委員会 Tel 090-2611-6117 教育委員会 本庁生涯学習課社会教育係 Tel 46-3125

Recruit

いっしょに「キラキラ」輝こう！

スポーツ少年団募集

紀伊長島ミニバスケットボール教室女子

対 象：幼稚園年長～小学校 6 年生の女子
練習日：月・水・木曜日（午後 5 時～ 7 時）
土・日曜日（午後 1 時 30 分～ 5 時）

場 所：東長島スポーツ公園体育館

会 費：月 1,500 円 ※保険料別途必要

責任者（代表者）：宮原 久美 TEL090-4083-1727



紀伊長島少年少女空手クラブ

対 象：幼稚園年長～中学校 3 年生の男女

練習日：月・金曜日（午後 6 時～ 7 時）

場 所：東長島スポーツ公園武道館

会 費：月 2,500 円 ※保険料別途必要

責任者（代表者）：橋本 陽一 TEL47-4182



海山クラブ（ソフトボール）

対 象：小学校 1 年生～ 6 年生の男女

練習日：土・日曜日、祝日（午前 9 時～午後 5 時）

場 所：海山グラウンド

会 費：月 2,000 円（用具代・保険料など含む）

責任者（代表者）：井谷 雅史 TEL32-2811

事務局：奥村 仁 TEL32-1369



紀北町剣道スポーツ少年団

対 象：小学校 1 年生以上の男女

練習日：火・木・土曜日（午後 6 時 30 分～ 7 時 30 分）

場 所：船津小学校体育館（火・木曜日）

上里小学校体育館（土曜日）

会 費：年間 800 円（保険料のみ）

責任者（代表者）：小林 利徳 TEL090-7917-7229



紀州エスフォルソFC U12（サッカー）

対 象：小学校 1 年生～ 6 年生の男女

練習日：火・木曜日（午後 6 時 30 分～ 8 時 30 分）

土・日曜日（午前 9 時～正午）

場 所：赤羽公園多目的グラウンド（火・木曜日）

大白公園多目的グラウンド（土・日曜日）

会 費：月 1,000 円 ※登録料・保険料別途必要

責任者（代表者）：東 尚史 TEL090-7868-5746

事務局：森本 太郎 TEL090-7439-1488



紀伊長島少林寺拳法スポーツ少年団

対 象：小学校 1 年生以上の男女

練習日：火・木曜日（午後 6 時 30 分～ 7 時 30 分）

水・土曜日（午後 6 時～ 7 時 30 分）

場 所：三浦公民館（火・木曜日）

東長島スポーツ公園武道館（水・土曜日）

会 費：月 2,000 円 ※保険料別途必要

責任者（代表者）：井谷 哲 TEL090-7024-4700



海陽ミニバスケットボールクラブ

対 象：小学校 1 年生～ 6 年生の男子

練習日：月・火・木曜日（午後 5 時～ 7 時）

水曜日（午後 3 時 30 分～ 6 時 30 分）

土曜日（午前 9 時～正午）

場 所：西小学校体育館

会 費：月 1,000 円（保険料含む）

責任者（代表者）：濱田 弘道 TEL090-8671-8418



問い合わせ

教育委員会本庁生涯学習課スポーツ振興係 TEL46-3125 海山総合支所教育室教育係 TEL32-3905
※参加を希望される場合は、各責任者（代表者）にお問い合わせください。

3月は『自殺対策強化月間』です 誰もが生きやすい紀北町をめざして



自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などのさまざまな社会的要因があることが知られています。

◎あなたにもできる自殺予防のための行動

《気づき》家族や仲間の変化に気づいて声をかける

○「眠れていますか？」など、自分でできる声掛けをしていきましょう。

《傾聴》本人の気持ちを尊重し耳を傾ける

○話題をそらしたり気持ちを否定したりするのはなく、本人の気持ちを尊重し共感したうえで相手をたいせつに思う自分の気持ちを伝えましょう。

《つなぎ》早めに専門家への相談につなげる

○こころの病気や社会・経済的な問題などをかかえているようであれば、専門家に相談するよう促しましょう。

《見守り》温かく寄り添いながらじっくりと見守る

○自然な雰囲気です声を掛けて、焦らずに優しく寄り添いながら見守りましょう。

メンタルパートナー養成講座

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話をきいて必要な支援につなげ、見守る人のことを三重県では「メンタルパートナー」と呼んでいます。町でもメンタルパートナー養成講座を開催しますので、5人以上集まる機会がありましたら、ぜひ受講をお願いします。

保健師による『こころの健康相談』
町ではこころの問題について、本人はもちろん家族の方など周囲の人からの相談にも応じますので気軽に申し込みください。

日時・場所 相談に応じます。(電話での相談も可能)

対象 町内在住の方
※より適切に対応するため、事前に問い合わせ・申し込みください。

海山図書室・紀伊長島図書室の特設コーナー

【期間】3月1日(金)～30日(土)

【内容】自殺予防やこころの健康づくりに関する知識などを広く知っていただくため、自殺予防に関する図書や啓発物を掲示します。



【問い合わせ・申し込み】
本庁福祉保健課地域保健係
Tel(46) 31222
海山総合支所福祉環境室
福祉保健係
Tel(32) 3904

寄り添いホットライン
(24時間対応)

フリーダイヤル つなぐ ささえる

0120-279-338

FAX: 0120-279-338

こころの健康相談統一ダイヤル

おこなおうまろうよ こころ

☎ 0570-064-556

支援情報検索サイト

<http://shienjoho.go.jp>



海山図書室から

「介護士K」

久坂部羊



「図書名」/ 著者名

「跳ぶ男」/ 青山文平
 「火のないところに煙は」/ 芦沢央
 「天子蒙塵 第四巻」/ 浅田次郎
 「しりばの家」/ 澤村伊智
 「ことことこーこ」/ 阿川佐和子
 「帰去来」/ 大沢在昌
 「雨上がりの川」/ 森沢明夫
 「芙蓉の干城」/ 松井今朝子
 「死に山」/ ドニー・アイカー
 「猫も老人も、役立たずでけっこう」/ 養老孟司
 「紀州の民話」/ 徳山静子
 「運命の絵 もう逃れられない」
 / 中野京子
 「一日一生」
 / 天台宗大阿闍梨 酒井雄哉
 「お風呂研究 20年、3万人を調査した医師が考案 最高の入浴法」
 / 早坂信哉

児童図書室から

「さくらもちのさくらこさん」

岡田よしたか



「図書名」/ 著者名

「ひなにんぎょうができるまで」
 / 田村孝介
 「タンポポ あの日をわすれないで」/ 光丘真理
 「あなたがとってもかわいい」
 / みやにしたつや
 「花見べんとう」/ 二宮由紀子
 「ふしぎ駄菓子屋 銭天堂 5」
 / 廣嶋玲子

☆ 3月はひなまつり、春をテーマにした展示を行います。

★ 3月1日より図書室での保存期間を終了した雑誌を無料でお渡しします。対象雑誌は2017年12月号までのMOE、kodomoeです。なくなり次第終了とさせていただきます。

「よみきかせの会」

(児童図書室)

3月9日(土)
 午前10時30分～
 えほんのよみきかせと、
 幼児向けの工作あそびを
 します。

紀伊長島図書室から

「スクエア 横浜みなとみらい 署暴対係」

今野敏



「図書名」/ 著者名

■一般図書

「夢も見ずに眠った。」/ 絲山秋子
 「歌舞伎町ゲノム」/ 菅田哲也
 「(あまり) 病気をしない暮らし」
 / 仲野徹
 「おもしろ張り子」/ 前田ビバリー
 「読書する人だけがたどり着ける場所」/ 齋藤 孝

■児童図書

「僕たちは、宇宙のことぜんぜんわからないこの世で一番おもしろい宇宙入門」
 / ジョージ・チャム 他
 「めいたんていワンムズ」
 / のはなはるか
 「100年たったら」/ 石井睦美

現在、絵本の読み聞かせ
 ボランティアを募集しています

詳しくは教育委員会
 本庁生涯学習課まで
 お問い合わせください
 TEL 46-3125



● 海山図書室および児童図書室

【開室時間】午前9時～午後5時 ※正午～午後1時閉室
 【休室日】月曜日、祝日、年末年始(12月29日～翌年1月3日)

● 紀伊長島図書室

【開室時間】火～金/午前9時～午後6時
 土・日/午前9時～午後5時 ※正午～午後1時閉室
 【休室日】月曜日、祝日、年末年始(12月29日～翌年1月3日)

※返却期間を過ぎている本をお持ちの方は、返却をお願いします。

【問い合わせ】 海山図書室 TEL 32-3915 児童図書室 TEL 33-0025 紀伊長島図書室 TEL 47-3906

相賀神社例大祭・八幡祭

1/12・13 相賀地区

この祭りは今年1年の大漁や豊作、無病息災を祈願するもので、境内では魚を手で触れずにさばき、神に献上する真魚箸まなばし神事「板の上の式」が執り行われました。また約60年ぶりに関船が復活し、町内を練り歩きました。



みんなでたこ揚げ

1/16 赤羽公園多目的グラウンド

紀伊長島幼稚園の園児たちが正月明けの恒例行事「たこ揚げ」を行いました。園児が作製したたこには、園で飼育している亀や家族など思い思いの絵がかかれていて、うまく揚がると園児たちはうれしそうにしていました。



三船中学校区人権フォーラム

1/18 三船中学校

お互いを認め合うこと、自分の意見を伝え相手の思いや考えを聞くことでお互いの良さに気づくこと、4月から始まる新生活を前により良い仲間作りの機会とすることなどを目的に、船津・上里小学校の6年生と三船中学校1・2年生が人権フォーラムを行いました。お互いの学校紹介の後、6班に分かれてマス目に色々な質問や“みんなで握手”“人権トーク”といった指示などが書かれた「すごろくトーク」で親睦を深め、最後は全員で「Believe」を合唱しました。



逃走中！

1/26 旧志子小学校

子どもたちに大人気のテレビ番組「逃走中」を模した紀伊長島いきいき子ども学園の講座が旧志子小学校を活用して行われました。逃走中は鬼ごっこのルールに逃走範囲と時間制限を付け足したもので、サングラスにスーツ姿の“ハンター”と呼ばれる鬼役が逃走者を追いかけます。子どもたちは60分の制限時間を逃げ切ろうとがんばっていました。



知事と町長の1対1対談

1/18 役場本庁

県と市町の課題などについて共通した認識の醸成と課題解決を目的とした知事と町長の1対1対談が役場本庁で行われました。



初釜と琴演奏

1/27 種まき権兵衛の里

茶道や琴の演奏を通して日本の伝統文化の発信と理解を深めてもらおうと紀北国際交流協会が毎年開いているもので、この日は会員をはじめ町内外から 24 人が参加しました。



豆まき

2/1 相賀幼児園・上里保育園

園児たちに日本の伝統行事に触れてもらおうと各園が行っているもので、毎年、海山消防職員が赤鬼と青鬼に扮し、相賀幼児園と上里保育園を訪れています。



たいさば（たいさま）

2/3 長島地区

子どもたちが1軒1軒の家々を「たいさば（たいさま）売って～」と訪ね、お菓子をもらうこの行事は、毎年2月3日の節分の日に長島地区の漁師まちの風習として江戸時代から続けられているもので、豊漁や商売繁盛の願いが込められています。



今月号の表紙について

第13回紀北町民駅伝大会

2/10 町内

今年は54チーム270人が参加し、紀北町役場をスタートして水源地や紀北中学校などの5区間たすきをつなぎました。沿道からたくさんの声援が送られ、選手たちはそれにこたえるように一生懸命走っていました。



生涯学習課

スポーツ振興くじ
助成金で大白公園
多目的グラウンドを改修

日本スポーツ振興センターの
スポーツ振興くじ助成金を活用
し、大白公園多目的グラウンド
を改修しました。
多くの皆さまのご利用をお待
ちしています。



【問い合わせ】
教育委員会本庁生涯学習課
スポーツ振興係
TEL(46) 3125
海山総合支所教育室教育係
TEL(32) 3905

建設課

町営住宅入居希望者募集

町営住宅の入居希望者を募集
します。応募期間などは次のと
おりです。



応募期間 随時
募集棟

あけぼの団地B棟(相賀)

1戸(4階・3DK)

12, 300円

18, 300円

矢口白越団地(矢口浦)

3戸(3階、4階・3DK)

15, 700円

23, 400円

志子団地(島原)

1戸(3階・3DK)

17, 600円

26, 200円

※応募基準など詳しくはお問い
合わせください。

【問い合わせ】
本庁建設課管理係
TEL(46) 3120
海山総合支所産業建設室土木係
TEL(32) 3903

学童保育あおぞらクラブ

学童保育(放課後児童クラブ)
入所児童募集



対象

小学生で希望する児童

※応募多数の場合は低学年優先

(原則留守家庭児童)

※障がいをお持ちの児童も受け

入れ可能(専任の指導員がつき

ます)

保育日時

月・土曜日 午後6時まで

※土曜日は午前8時~午後6時

※クラブが定める閉所日を除く

場所

海山地区 相賀小学校体育館

紀伊長島地区 西小学校

※各小学校までお迎えします。

※申し込み利用料金など詳しく

はお問い合わせください。

【問い合わせ】

学童保育あおぞらクラブ

海山地区

TEL090・2381・6228

紀伊長島地区

TEL090・7615・8222

三重県がん相談支援センター

がん患者と家族の方の
おしゃべりサロンin東紀州

病気になる1人で悩んでいま
せんか? 家族が病気になる悩ん
でいることや不安に思っている
ことはありませんか?

三重県ではがん患者とその家
族を対象に、おしゃべりサロン

in東紀州“を開催しています。

サロンでは、同じ病気の方のお

話を聞いたり、お互いに悩みを語

り合う機会や、医師や薬剤師、が

ん認定看護師などさまざまな専門

家のお話を行っています。

※悪天候などのため中止する場合

がありますので、事前に電話また

はホームページにて確認願いま

す。

日時 3月9日(土)

午後1時30分~3時30分

場所 尾鷲市中央公民館3階

【問い合わせ】

三重県がん相談支援センター

TEL059(223) 1616

全国健康保険協会三重支部

平成31年度の協会けんぽ
の保険料率について

平成31年度の協会けんぽ三重
支部の健康保険料率は据え置き、
介護保険料率(全国一律)は3
月分(4月納付分)より引き上
げられます。

※対象者は、全国健康保険協会
三重支部発行の健康保険証をお
持ちの方です。

◆健康保険料率

現行 9・90%

←

平成31年3月分以降

9・90%(据え置き)

◆介護保険料率

現行 1・57%

←

平成31年3月分以降

1・73%



【問い合わせ】

全国健康保険協会三重支部

TEL059(225) 3317

三重県農業共済組合東紀州支所

農業共済紀北連絡所の
廃止について

三重県農業共済組合の機構改革に伴い、紀北連絡所（紀北町役場海山総合支所内）を平成31年3月31日に廃止します。

今後も農家サービスが低下しないよう努力いたしますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

平成31年4月1日からは三重県農業共済組合東紀州支所にご連絡をお願いします。

【問い合わせ】

三重県農業共済組合東紀州支所
TEL 0597 (85) 3821

三重紀北消防組合

春季火災予防運動
のおしらせ

春季全国火災予防運動期間
3月1日（金）～7日（木）

今年度の全国統一防火標語

忘れてない？

サイフにスマホに

火の確認



空気が乾燥し、火災の発生しやすい時季です。火の元に十分に注意して、火災を予防しましょう。すべての住宅には、住宅用火災警報器の設置が義務づけられています。

設置の義務化から10年以上が経過し、機器の不具合なども起こってきています。火災からあなたや家族のたいせつな「命」を守るため、この機会に、再度自宅を確認していただき、設置していない住宅については、すみやかに設置し、設置している住宅については機器の点検を行いましょ。

【問い合わせ】

三重紀北消防組合予防課
TEL (22) 2051

紀北町社会福祉協議会

紀北町社会福祉協議会
正規職員募集

職種および採用予定人員

正規職員 2名
応募資格・要件

○社会福祉士

○精神保健福祉士

○平成31年4月1日で50歳未満の人

採用年月日

4月1日採用（応相談）

募集期間

3月5日（火）～20日（水）

受付時間

午前8時30分～午後5時30分

※土・日曜日は除く

提出書類（各1通）

○受験申込書

※社会福祉協議会本所および海山支所で交付

○履歴書（市販のものに自筆、写真添付）

○資格証書

○普通自動車運転免許証の写し

試験日時

3月27日（水）午前9時

場所

紀北町社会福祉会館1階

試験の内容

小論文試験・教養試験・面接試験
合格者の発表

決定後本人に郵送にて通知

※詳しくはお問い合わせください。

【問い合わせ・申し込み】

紀北町社会福祉協議会本所

TEL (47) 0725

紀北町社会福祉協議会海山支所
TEL (32) 3355

危機管理課

電源立地地域対策交付金
事業（水力発電施設）

平成30年度電源立地地域対策交付金事業（水力発電施設）を下記のとおり実施しました。



事業名		総事業費（円）	内交付金（円）
小型動力ポンプ付 積載車整備事業	紀北町消防団 島勝浦詰所	7,754,400 円	8,000,000 円
	紀北町消防団 道瀬詰所	4,698,000 円	
事業内容		事業完了日	
小型動力ポンプ付積載車 （Wキャブタイプ） 1 台		平成 31 年 1 月 29 日	
小型動力ポンプ付積載車 （軽 4 タイプ） 1 台		平成 31 年 1 月 24 日	

【問い合わせ】

本庁危機管理課防災対策係

TEL (46) 3114

海山総合支所総務室

総務・防災対策係

TEL (32) 3901



健診などのお知らせ

事業名	日時	場所	申し込み	備考
すくすく子育て相談	3月11日(月) 午前10時～11時	海山総合支所別館2階 けんこうの広場	不要	子育てに関する各種相談、身体計測 持ち物：母子健康手帳
	3月20日(水) 午前10時～11時	東長島公民館		
65歳以上の方のための 運動体験会	3月12日(火)	紀北健康センター	3月11日 (月)まで	申し込みは紀北健康センター (TEL31-0210)まで
離乳食教室	4月9日(火) 午後1時30分～3時	東長島公民館	4月2日 (火)まで	持ち物：エプロン、三角巾 ※お子さまの試食はありません



保健師・管理栄養士による 『個別健康相談』

保健師や管理栄養士がお話を聞き、適切な対処方法の提案や情報提供、検査値の説明などをさせていただきます。

【日時・場所】ご相談に応じます。

【対象】町内在住の方

※より適切に対応するため、事前に
問い合わせ・申し込みください。



平成31年度がん検診・各種健診 の申し込み受け付けが始まります！

【申し込み方法】

①申込書を使った申し込み

②インターネットでの申し込み（予定）

【申し込み期限】4月11日（木）

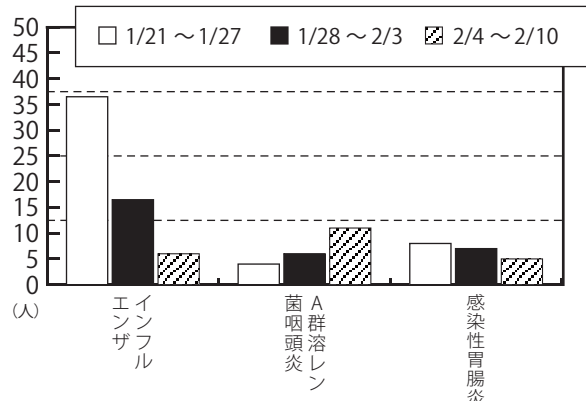
年に1度検（健）診を受診して病気の早期発見に役立ててください。



感染症情報（1月21日～2月10日分）

紀北地区の感染症の 動向をお知らせします。

※詳しくは「三重県感染症情報センター」のホームページ
(<http://www.kenkou.pref.mie.jp/kansenmenu.htm>)をご覧ください。



紀北医師会休日診療当番表

受診希望の方は、事前に電話でご連絡ください。

診療時間：午前9時～午後5時

※下記日程や時間に変更がある場合がありますのでご注意ください。

【紀北医師会ホームページ】

<http://kihoku-med.or.jp/>

◆ 救急医療情報システム TEL 059-229-1199

月日	曜日	紀 北	電 話
3/3	日	木ノ内医院	47-4346
3/17	日	垣内胃腸科内科医院	47-4800

※上記以外は、尾鷲総合病院のみで対応します。

けんこうの広場に関する問い合わせ、申し込みは本庁福祉保健課地域保健係（TEL46-3122）
または海山総合支所福祉環境室福祉保健係（TEL32-3904）までお願いします。

戸籍の窓

【平成31年1月1日～31日受付分】

(敬称略)

本人または、親族の方の了承を得て掲載しています。



住所	子の名前	保護者
東長島 世古 史道	東長島 昌弘	東長島 世古 史道
相賀 永井 秀一	相賀 宏卓	相賀 永井 秀一
上里 西岡 花優	上里 忍	上里 西岡 花優
馬瀬 本山 詩乃	馬瀬 和宏	馬瀬 本山 詩乃
引本浦 濱田 彩那	引本浦 康郎	引本浦 濱田 彩那

お誕生おめでとう

住所	氏名	(年齢)
東長島 久保美奈子	東長島 久保美奈子	(71歳)
東長島 小西 誼	東長島 小西 誼	(76歳)
長島 成川ふみ代	長島 成川ふみ代	(56歳)
長島 東 良一	長島 東 良一	(88歳)
道瀬 杉谷りよ子	道瀬 杉谷りよ子	(83歳)
長島 岡野 秀子	長島 岡野 秀子	(86歳)
海野 平山 藤一	海野 平山 藤一	(84歳)
上里 小林耶知子	上里 小林耶知子	(93歳)

ごめい福を祈ります

住所	氏名	(年齢)
引本浦 濱田 勝志	引本浦 濱田 勝志	(63歳)
引本浦 辻本 誠二	引本浦 辻本 誠二	(87歳)
相賀 松永真紀子	相賀 松永真紀子	(70歳)
矢口浦 津村 節	矢口浦 津村 節	(89歳)
相賀 水谷 成伸	相賀 水谷 成伸	(66歳)
引本浦 奥村 健	引本浦 奥村 健	(62歳)
相賀 藤村 た系	相賀 藤村 た系	(100歳)
上里 小谷 正夫	上里 小谷 正夫	(85歳)
相賀 山岡 訓子	相賀 山岡 訓子	(83歳)

住所	氏名	(年齢)
長島 宮原 俊也	長島 宮原 俊也	(三万円)
長島 樋口 一宏	長島 樋口 一宏	(二万円)
東長島 松井 健	東長島 松井 健	(二万円)
相賀 伊藤 青史	相賀 伊藤 青史	(五万円)
引本浦 濱田とも代	引本浦 濱田とも代	(二万円)
観音寺寒行	観音寺寒行	(八七二〇円)



善意をありがとう
～紀北町社会福祉協議会へ～
【平成31年1月1日～31日受付分】
(敬称略)

無料法律相談（予約制）

弁護士による無料法律相談を次のとおり2会場にて開催します。困り事、争い事の法的なご相談をお受けします。秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。

日程	時間	場所
3月 14日(木)	午前10時30分～正午	社会福祉会館 1階
	午後1時～2時	
	午後3時～5時30分	老人福祉センター 2階

※相談時間は1名30分以内で、定員は各場所5名です。相談を希望される方は、前日までにご予約をお願いします。

※同一内容での相談は原則1回限りです。

※キャンセルされる場合は前日までにご連絡ください。

※紀北町を訴訟相手とする場合、相談内容が訴訟中で、現在裁判所で審理中の場合、当事者間に係争がある場合の双方同時の相談は原則として利用できません。

【問い合わせ・申し込み】

本庁住民課住民係 Tel46-3117

普通救命講習

心肺蘇生法とAEDの取り扱いを習って、もしものときに備えましょう。

日時 3月9日(土) 午後1時～4時

場所 海山消防署

※申し込みは前日までにお願いします。

【問い合わせ・申し込み】

海山消防署 Tel33-1119

こころの健康相談

日時・場所 ご相談に応じます。

対象 こころの健康に関する悩みを持つ方や、ご家族

【問い合わせ・申し込み】

本庁福祉保健課地域保健係 Tel46-3122



広報

きほく

2019.3
No.161

(平成31年2月1日現在)
■人口: 15,811人
■男: 7,448人

■世帯数: 7,960世帯
■女: 8,363人

編集・発行
紀北町企画課

〒519-3292 三重県北牟婁郡紀北町東長島769番地1
(直通) TEL 0597 (46) 3113 (直通) FAX 0597 (47) 5908
http://www.town.mie-kihoku.lg.jp/ E-mail kikaku@town.mie-kihoku.lg.jp



満1歳笑顔

にじいろスマイル

「にじいろスマイル」のコーナーに掲載希望の方は、誕生月の前月の10日までに
本庁企画課広報係または、海山総合支所総務室までお申し込みください。



平成30年3月5日生まれ



ちの
疇地 智乃ちゃん

元気に大きく育ってね！

<上里> 蓮・史奈さん



平成30年3月26日生まれ



みおん
東 美音ちゃん

ニコニコ笑顔 ☺ ヤンチャ娘のみおんちゃん♡元氣いっぱい大きくなってね♪*

<島原> 祐吾・恵理さん

広報きほく 3月号 CONTENTS

- P02 平成30年12月議会定例会
- P09 三重県知事・三重県議会議員選挙
- P10 地域子育て支援センター
- P12 保険証手続き
- p13 福祉医療費助成制度
- p14 種まき権兵衛まつり
まんぼう春まつり2019
かくし芸大会参加者募集

- P15 スポーツ少年団募集
- P16 自殺対策強化月間
- P17 図書室だより
- P18 Kihoku Playback
- P22 暮らしの情報
- P24 けんこうの広場
- P25 戸籍の窓
- P26 にじいろスマイル



『広報きほく』は環境にやさしいベジタブルインキを使用しています。

広報きほく 2019年3月号

26